

平成30年4月19日

保護者 様

市川市立南行徳中学校
校長 小谷野 信

学校感染症の出席停止対応について

陽春の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、この度学校感染症の出席停止対応について周知を図るために、改めて学校感染症の取り扱いについてお知らせいたします。

学校においては、感染症の中でも人から人に感染する病気の流行を予防することが、教育の場・集団生活の場として望ましい学校環境を維持するとともに、児童生徒が健康な状態で教育を受けられることが大変重要です。心身ともに発育途上にある多数の児童生徒が集団生活を行う学校では、感染症がまん延しやすいこと、まん延により好ましい教育活動を行ううえで影響が大きいことなどから、学校保健安全法施行規則において、予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準が定められています。

つきましては、裏面の第一種又は第二種、第三種の感染症と診断を受けましたら、出席停止となりますので、速やかに学校へ連絡のうえ、ご家庭で安静をとるようお願いいたします。出席停止期間は、欠席扱いにはなりません。医師の指示により、登校が許可されましたら「治癒証明書」を持って登校してください。

ただし、第三種感染症のその他の感染症（溶連菌感染症、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、伝染性紅斑、手足口病、ヘルパンギーナなど）につきましては、今年度より教育委員会指導のもと、基本的には出席停止扱いではなくなりました。よって、治癒証明書の提出も必要ありません。

※ 裏面の通り対応が変わりましたので、よくお読みになりご承知おきください。

第三種（その他の感染症）の取り扱いについて

★平成29年度までは、第三種感染症（その他の感染症）にかかった際は、医師の指示等があった場合は治癒証明書を提出していただき、「出席停止」扱いとした場合もありましたが、平成30年度より、基本的には出席停止になりませんので、ご承知おきください。熱や風邪で休んだ時と同様、病欠扱いとなります。

★なお、出席停止となる場合（重大な流行のおそれがある場合）は、学校よりご連絡させていただきます。その際は、「治癒証明書」の提出が必要となりますので、ご了承ください。

※この部分にご注意ください

第一種	第二種	第三種	
			その他の感染症
エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 ベスト マールブルグ熱 ラッサ熱 重症急性呼吸器症候群 （SARS コロナウイルスに限る） 中東呼吸器症候群 （MARS コロナウイルスに限る） 痘そう コレラ 急性灰白髄炎（ポリオ） 細菌性赤痢 ジフテリア 腸チフス及びパラチフス	百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎 （おたふく風邪） 風疹 水痘（水ぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 インフルエンザ	流行性角結膜炎 （はやり目） 急性出血性結膜炎 腸管出血性大腸菌感 染症 細菌性赤痢 腸チフス・パラチフ ス コレラ	溶連菌感染症 感染性胃腸炎 マイコプラズマ感染症 伝染性紅班（リンゴ病） 手足口病 アタマジラミ 伝染性軟属腫（水いぼ） 伝染性膿痂疹（とびひ） ヘルパンギーナ ウイルス性肝炎(A) 等
治癒証明書 必要	治癒証明書 必要 ※インフルエンザのみ 治癒証明書は必要あり ません。	治癒証明書 必要	治癒証明書 不要 *基本的に病欠扱い（重大 な流行等がない限り、出席 停止にはなりません。）

《注意》

★第一種感染症、第二種感染症、その他の感染症以外の第三種感染症にかかった場合は、これまで通り、出席停止となりますので、速やかに学校までご連絡ください。医師の許可がおり登校する際は、治癒証明書が必要となります。

★インフルエンザにつきましては、引き続き、治癒証明書の提出は必要ありません。ただし医師の指示のもと、出席停止期間を守ってください。

★ご不明な点等がございましたら、学校までお問い合わせください。